

令和3事務年度における相続税の調査等の状況

令和4年12月
福岡国税局

I 相続税の調査等の状況

- 1 相続税の実地調査の状況
- 2 相続税の簡易な接触の状況

II 調査に係る主な取組

- 1 無申告事案に対する実地調査の状況
- 2 贈与税に対する実地調査の状況

III 参考計表

- 1 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

I 相続税の調査等の状況

1 相続税の実地調査の状況

相続税の実地調査は、資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告であると想定される事案等について、実施しました。

令和3事務年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により実地調査件数が大幅に減少した令和2事務年度から、実地調査件数 229 件（対前事務年度比 130.9%）、追徴税額合計 20 億 2 千 5 百万円（同 155.8%）と、ともに増加しました。

また、1 件当たりの申告漏れ課税価格は 3,291 万円（同 99.2%）となり、過去 10 年間で 2 番目、1 件当たりの追徴税額 884 万円（同 119.0%）は最高となりました。

○ 相続税の実地調査事績

項目		事務年度等			
		令和2事務年度	令和3事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	175 件	229 件	130.9 %	
②	申告漏れ等の非違件数	161 件	197 件	122.4 %	
③	非違割合 (②/①)	92.0 %	86.0 %	▲ 6.0 ポイント	
④	重加算税賦課件数	21 件	20 件	95.2 %	
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	13.0 %	10.2 %	▲ 2.9 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格 (注)	5,806 百万円	7,537 百万円	129.8 %	
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	919 百万円	940 百万円	102.3 %	
⑧	追徴 税額	本税	1,124 百万円	1,753 百万円	155.9 %
⑨		加算税	176 百万円	272 百万円	155.0 %
⑩		合計	1,300 百万円	2,025 百万円	155.8 %
⑪	1 実 地 当 た り 調 査	申告漏れ (注) 課税価格 (⑥/①)	3,318 万円	3,291 万円	99.2 %
⑫		追徴税額 (⑩/①)	743 万円	884 万円	119.0 %

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額(調査による増減分)を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額(調査による増減分)を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

2 相続税の簡易な接触の状況

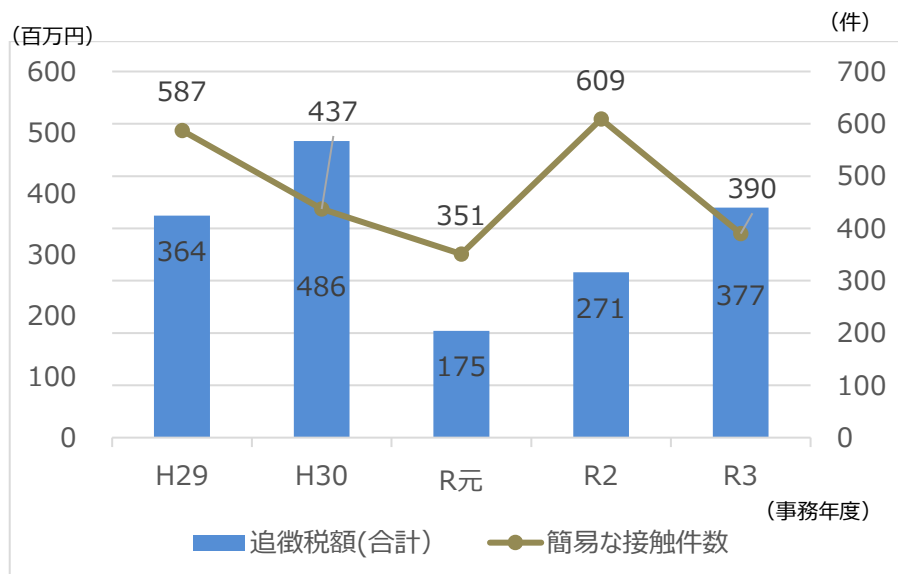
実地調査を適切に実施する一方、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）の手法も活用し、適正・公平な課税の確保に努めています。

令和3事務年度においては、1件当たり申告漏れ課税価格は1,123万円（対前事務年度比142.5%）、1件当たり追徴税額は97万円（同217.8%）と、いずれも簡易な接触の事績の集計を始めた平成28事務年度以降で2番目となりました。

○ 相続税の簡易な接触の事績

項目		事務年度等		対前事務年度比	
		令和2事務年度	令和3事務年度		
①	簡易な接触件数	609 件	390 件	64.0 %	
②	申告漏れ等の非違件数	198 件	173 件	87.4 %	
③	申告漏れ課税価格	4,801 百万円	4,380 百万円	91.2 %	
④	追徴税額	本税	256 百万円	358 百万円	140.2 %
⑤		加算税	15 百万円	19 百万円	127.3 %
⑥		合計	271 百万円	377 百万円	139.4 %
⑦	1簡易な接触	申告漏れ課税価格 (③/①)	788 万円	1,123 万円	142.5 %
⑧		追徴税額 (⑥/①)	44 万円	97 万円	217.8 %

○ 相続税の簡易な接触の事績の推移



Ⅱ 調査に係る主な取組

1 無申告事案に対する実地調査の状況

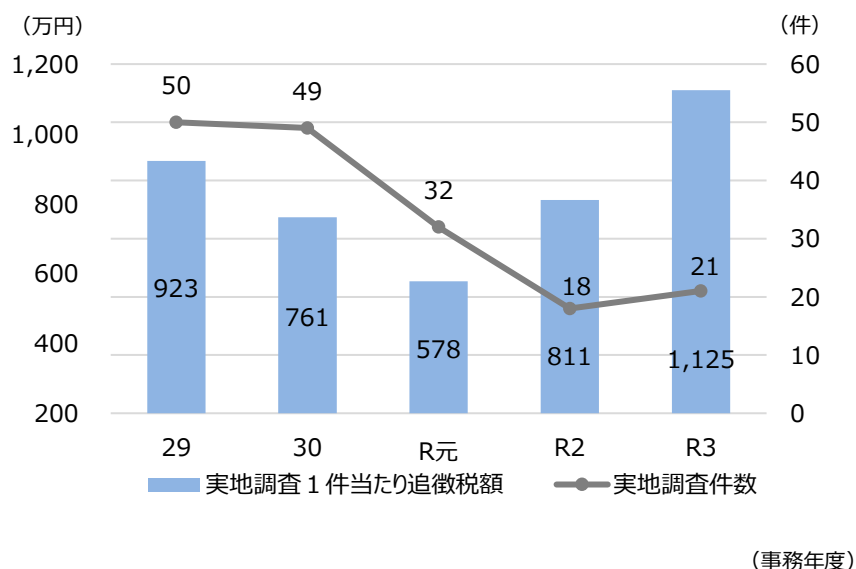
無申告事案は、申告納税制度の下で自発的に適正な申告・納税を行っている納税者の税に対する公平感を著しく損なうものであることから、資料情報の収集・活用など無申告事案の把握のための取組を積極的に行い、的確な課税処理に努めています。

令和3事務年度においては、実地調査件数は21件（対前事務年度比116.7%）でした。実地調査1件当たりの追徴税額は1,125万円（同138.6%）と過去10年間で最高となりました。

○ 無申告事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等			
		令和2事務年度	令和3事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	18件	21件	116.7%	
②	申告漏れの非違件数	15件	19件	126.7%	
③	非違割合 (②/①)	83.3%	90.5%	7.1ポイント	
④	申告漏れ課税価格	1,469百万円	2,067百万円	140.7%	
⑤	追徴税額	本税	122百万円	195百万円	160.0%
⑥		加算税	24百万円	41百万円	170.7%
⑦		合計	146百万円	236百万円	161.7%
⑧	1 実地調査当たり	申告漏れ課税価格 (④/①)	8,164万円	9,844万円	120.6%
⑨		追徴税額 (⑦/①)	811万円	1,125万円	138.6%

○ 無申告事案に係る調査事績の推移



2 贈与税に対する実地調査の状況

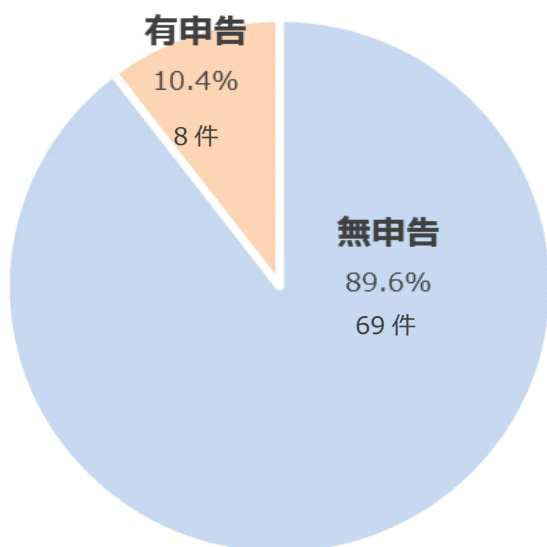
相続税の補完税である贈与税についても、積極的に資料情報を収集するとともに、あらゆる機会を通じて財産移転の把握に努め、無申告事案を中心に贈与税の調査を的確に実施しています。

令和3事務年度においては、実地調査件数は77件（対前事務年度比145.3%）であり、実地調査1件当たりの追徴税額は104万円（同14.4%）でした。

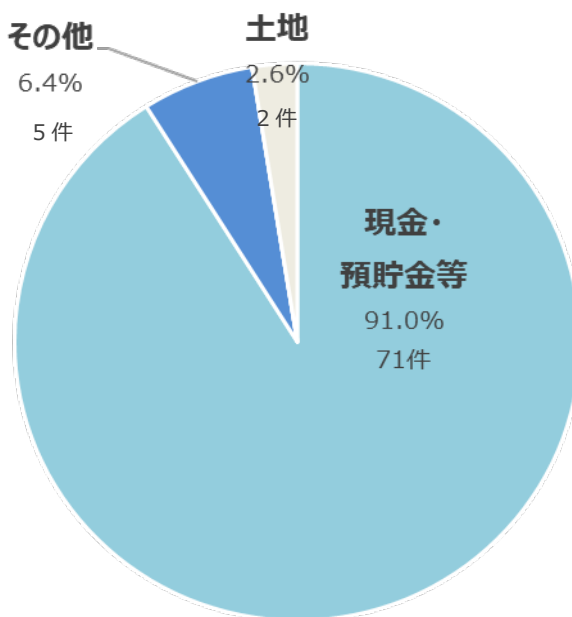
○ 贈与税事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等		対前事務年度比
		令和2事務年度	令和3事務年度	
①	実地調査件数	53件	77件	145.3%
②	申告漏れ等の非違件数	53件	77件	145.3%
③	申告漏れ課税価格	748百万円	339百万円	45.4%
④	追徴税額	382百万円	80百万円	20.9%
⑤	1 実地 件当 調 たり 査 申告漏れ課税価格 (③/①)	1,411万円	441万円	31.2%
⑥	追徴税額 (④/①)	720万円	104万円	14.4%

○ 申告漏れ等の非違件数の状況



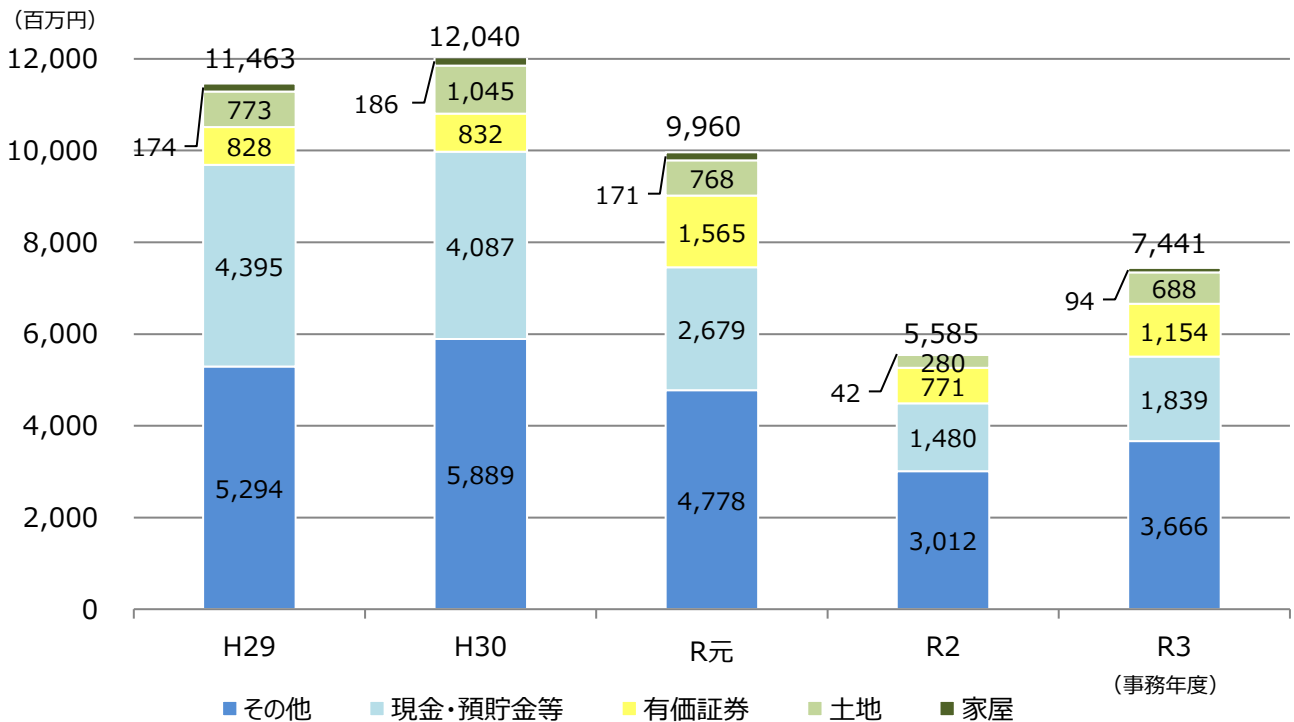
○ 調査事績に係る財産別非違件数



(注) 1つの事案において、複数の財産の申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものであるため、延件数となっている。

Ⅲ 参考計表

1 申告漏れ相続財産の金額の推移



2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

